

令和8・9年度 国東市 競争入札参加資格審査申請要領 (県外建設業者用)

令和8・9年度に国東市が発注する建設工事にかかる競争入札に参加を希望される方は、下記の事項に留意の上、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

1. 審査基準日

令和8・9年度国東市競争入札参加資格審査申請における審査基準日は、令和7年12月1日とする。

2. 資格審査を申請できる者及び業種

次の各号の要件を全て満たす者及び業種であること。

- (1) 建設業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者及びその業種。
- (2) 申請日現在において、審査基準日を令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は都道府県知事から受けている者及びその業種。（現に申請中の者を含む。）
- (3) 国東市建設工事請負契約の競争入札参加者資格等に関する規程（平成18年国東市告示第4号）第7条第1項第2号及び第2項第4号で定める暴力団関係者に該当しない者。
- (4) 社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者。
- (5) 大分県に競争入札参加資格審査申請書を提出し、受付された者及びその業種。

3. 申請の受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）（土、日曜日及び祝祭日は除く。）

4. 申請の方法

持参又は郵送等（メール便も可）

※郵送等による申請の場合は受付期間最終日（2月27日）までの消印有効

5. 提出書類

下表に掲げる書類（サイズはA4縦）（提出部数は1部）

書類の名称	備 考
競争入札参加資格審査申請書 (県外建設業者用)	○ ・この申請書の記載事項は、大分県への競争入札参加資格審査申請書と同一であること。
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	○ ・審査基準日が令和6年10月1日から令和7年9月30日までのもの ※現在、経営事項審査を申請中の者は、申請書の鑑の写し等（申請中であることがわかるもの）を添付し、結果通知書後速やかに通知書の写しを提出すること。
誓約書	○ ・暴力団等ではない旨の誓約書
工事経歴書又は完成工事内訳書 (直前2期分)	○ ・経営事項審査申請に提出したもの (指定様式以外でも可)
営業所一覧表	△ ・国東市内に営業所等がある場合のみ必要 (指定様式以外でも可)
市税完納証明書（原本に限る） 又は市税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書（滞納がないこと）	△ ・国東市内に営業所等がある場合のみ必要 ・令和7年12月1日以降の証明日であること ・申請者が法人：法人に係る市税完納証明書 〃　個人：代表者の　〃 ・市税完納証明書の添付を省略する場合は、「市税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書」を提出すること（押印不要）
委任状	△ ・委任先を設定する場合のみ必要 (指定様式以外でも可)
切手貼付済返信用ハガキ 又は切手貼付済返信用封筒	△ ・郵送による申請で受付票の返送を希望する場合のみ必要 ・宛先を必ず明記すること

注) ・提出書類はクリップ留め又はクリアファイルに入れて提出してください。

・○印は全業者提出、△印は該当する業者または必要な業者のみ提出してください。

6. 申請の受付場所（申請書類の送付先）

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地

国東市役所 政策企画課 契約検査係（国東市役所本庁3階）

7. 資格の有効期間

2年間（令和10年3月31日まで）

8. 注意事項

- (1) 期間外の受付は一切行わない。（期間外に提出された場合は、申請を無効とする。）
- (2) 大分県の資格審査において申請書類の記載事項について訂正を指示された場合は必ず訂正のうえ提出すること。
- (3) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付け又は認定を行なうことができるものとする。
 - ① 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらの重要な事実の記載をしなかったとき。
 - ② 審査を行う過程または審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (4) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
 - ① 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。
 - ② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
 - ③ 前2号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
- (5) 資格審査の結果通知については、大分県知事の通知をもってこれに代えます。

9. その他

申請書類を提出した後、その記載事項に変更が生じたときは、下表に掲げる書類を速やかに提出してください。
(持参又は郵送等)

変更事項	提出書類
・代表者の変更	<ul style="list-style-type: none">・変更届（建設工事）・誓約書・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）・年間委任状（委任先がある場合は必要）・業法11条に基づく変更届の写し
・本店所在地の変更 ・営業所の名称の変更（委任先のみ）	<ul style="list-style-type: none">・変更届（建設工事）・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）・年間委任状（委任先がある場合は必要）・業法11条に基づく変更届の写し
・商号又は名称の変更	<ul style="list-style-type: none">・変更届（建設工事）・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）・業法11条に基づく変更届の写し
・委任先の変更（委任先の追加を含む） ・委任先所在地の変更 ・被委任者の変更	<ul style="list-style-type: none">・変更届（建設工事）・年間委任状・業法11条に基づく変更届の写し
・代表者の職名の変更 ・被委任者の職名の変更	<ul style="list-style-type: none">・変更届（建設工事）・年間委任状（委任先がある場合は必要）
・電話番号、FAX番号、郵便番号の変更	<ul style="list-style-type: none">・変更届（建設工事）
・総合評定値通知書の更新	<ul style="list-style-type: none">・総合評定値通知書（写し）
・認定業種における般⇒特の変更 ・許可換に伴う許可番号等の変更	<ul style="list-style-type: none">・変更届（建設工事）・許可通知書（写し）
・全部廃業（一部廃業）	<ul style="list-style-type: none">・廃業等届出書（建設工事）・業法12条に基づく廃業届の写し

※変更届等を受理した場合、受理後の変更届等の書類のコピーは一切行わないで、届出書に受領印を必要とする場合は必ず副本を用意すること。郵送で届出をする場合も同様とするが、その場合は返信用の封筒（切手貼付、宛名明記）を同封すること。

10. 問い合わせ先

国東市役所 政策企画課 契約検査係

TEL 0978-72-5161 (内線1327~1328)

FAX 0978-72-5022